

# 工事成績評定通知実施要領

1. 工事成績評定通知実施要領の一部改訂について		
2. 工事成績評定通知実施要領	-----	1 頁
3. 工事成績評定通知書	-----	3 頁
4. 項目別評定点	-----	4 頁
5. 工事成績評定に係る説明書（回答）	-----	5 頁
6. 工事成績評定に係る再説明書（回答）	-----	6 頁

監 第 1814 号  
平成29年 9月 1日

土木部各課長  
出先機関の長 殿

土 木 部 長

工事成績評定通知実施要領の一部改訂について

平成22年12月10日付け監第2043号で通知した工事成績評定通知実施要領について、一部改訂したので通知する。

この要領は、平成29年9月1日以降に完成する工事について適用する。

## 工事成績評定通知実施要領

### (目的)

第1 本要領は、工事成績について、「土木部請負工事成績評定要領」（平成29年9月1日付け監第1814号(以下「評定要領」という。)第8の通知に関する事項を定める。

### (対象工事)

第2 工事成績評定の通知の対象とする工事は、評定要領第2に規定された評定の対象工事のうち、石川県土木部が検査を行う河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、公園緑地工事、港湾工事、建築工事、その他これらに類する工事とする（他部局からの依頼工事を含む）。

### (評定点等の通知)

第3 主務課長又は事務所長は、評定者から評定表等の提出がなされた後、当該工事の請負者に評定点を速やかに通知するものとする。

2 施工中に法令遵守に係る事故等が発生した場合は通知を保留し、具体的な処分が決定した段階で必要な減点評価を行い通知するものとする。

### (説明請求)

第4 第3の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、主務課長又は事務所長に評定点等について説明を求めることができるものとする。

### (説明請求の提出)

第5 第4の書面の提出先は、評定点を通知した主務課長又は事務所長とする。

### (説明請求に対する回答)

第6 主務課長又は事務所長は、評定点等の通知を受けた請負者から評定点等についての説明を求められた場合、申立者に対して回答するものとする。

2 主務課長は、前項の回答をする場合、土木部工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

事務所長は、前項の回答をする場合、事務所工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

3 主務課長又は事務所長は、申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答を行った書面を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

(再説明請求)

第7 第6の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に書面により、主務課長又は事務所長に対して、再説明を求めることができるものとする。

(再説明請求の提出)

第8 第7の書面の提出先は、回答を通知した主務課長又は事務所長とする。

(再説明請求に対する回答)

第9 主務課長又は事務所長は、第6の説明に係る回答を受けた請負者から再説明を求められた場合、土木部長(技術管理課長経由)に報告するものとする。

土木部長は、主務課長又は事務所長からの報告を受けたときは、申立者に対して回答するものとする。

2 土木部長は、前項の回答をする場合、土木部工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

3 土木部長は、申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答を行った書面を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

附則

この要領は、平成15年4月1日以降に完成する工事について適用する。

附則

この要領は、平成23年1月1日以降に完成する工事について適用する。

附則

この要領は、平成29年9月1日以降に完成する工事について適用する。

別記様式第 1

〇〇〇〇〇第 号  
平成 年 月 日

契約の相手方  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 殿

石川県土木部〇〇課長  
〇 〇 〇 〇 印  
又は 石川県〇〇事務所長  
〇 〇 〇 〇 印

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。  
なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 工 事 名 〇 〇 〇 〇 工 事
- 2 工 期 平成 〇年 〇月 〇日～平成 〇年 〇月 〇日
- 3 完成検査年月日 平成 〇年 〇月 〇日
- 4 成績評定 評定点 〇〇点 項目別評定点は、別表1のとおり
- 5 送付先  
(県庁通知工事の場合) ㊦920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県土木部〇〇課長 宛  
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (代) 内線〇〇〇〇  
(事務所通知工事の場合) ㊦〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地  
石川県〇〇事務所長 宛  
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (代) 内線〇〇〇〇
- 6 手続き等の問い合わせ先  
(県庁通知工事の場合) ㊦920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県土木部〇〇課〇〇係  
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (代) 内線〇〇〇〇  
(事務所通知工事の場合) ㊦〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地  
石川県〇〇事務所〇〇課〇〇係  
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (代) 内線〇〇〇〇

別表 1

## 項 目 別 評 定 点

評価項目	細 別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 3.3 点
	II. 配置技術者	／ 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	／ 13.0 点
	II. 工程管理	／ 8.1 点
	III. 安全対策	／ 8.8 点
	IV. 対外関係	／ 3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	／ 14.9 点
	II. 品 質	／ 17.4 点
	III. 出来ばえ	／ 8.5 点
4. 工事特性（加点のみ）	I. 施工条件等への対応	／ 7.3 点
5. 創意工夫（加点のみ）	I. 創意工夫	／ 5.7 点
6. 社会性等（加点のみ）	I. 地域への貢献等	／ 5.2 点
7. 法令遵守等（減点のみ）	工事事務等による減点	0.0 点
8. 総合評価方式（減点のみ）	総合評価による減点	0.0 点
評定点合計		／ 100.0 点

注) 項目別評定点は各評価項目の細別毎に四捨五入していることから、評定点合計が合わないことがある。

別記様式第2

〇〇〇〇〇第 号  
平成 年 月 日

契約の相手方  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 殿

石川県土木部〇〇課長  
〇 〇 〇 〇 印  
又は 石川県〇〇事務所長  
〇 〇 〇 〇 印

工事成績評定に係る説明書（回答）

平成 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、再説明を求めることができます。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

また、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 工事名 〇 〇 〇 〇 工 事
  
- 2 疑問に対する回答
  
- 3 送付先  
(県庁通知工事の場合) ㊦920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県土木部〇〇課長 宛  
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (代) 内線〇〇〇〇  
(事務所通知工事の場合) ㊦〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地  
石川県〇〇事務所長 宛  
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (代) 内線〇〇〇〇
  
- 4 手続き等の問い合わせ先  
(県庁通知工事の場合) ㊦920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県土木部〇〇課〇〇係  
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (代) 内線〇〇〇〇  
(事務所通知工事の場合) ㊦〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地  
石川県〇〇事務所〇〇課〇〇係  
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (代) 内線〇〇〇〇

別記様式第3

〇〇〇〇〇第 号  
平成 年 月 日

契約の相手方  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 殿

石川県土木部長  
〇 〇 〇 〇 印

工事成績評定に係る再説明書（回答）

平成 年 月 日付けで貴社から再説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1 工事名 〇 〇 〇 〇 工事

2 疑問に対する回答

# 土木部及び事務所工事成績評定評価委員会規則

1. 土木部及び事務所工事成績評定評価委員会規則の設定について
2. 土木部工事成績評定委員会規則 ----- 1 頁
3. 事務所工事成績評定評価委員会規則 ----- 2 頁

監 第 2043 号  
平成22年12月10日

土木部各課長  
出先機関の長 殿

土 木 部 長

土木部及び事務所工事成績評定評価委員会規則の一部改訂について

平成15年4月1日付け土技第1348-5号で通知した土木部及び事務所工事成績評定評価委員会規則について、一部改訂したので通知する。

この規則は、平成23年1月1日以降に完成する工事について適用する。

## 別紙 1

### 土木部工事成績評定評価委員会規則

(趣 旨)

第1 本規則は、土木部に設置する工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第2 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 土木部が工事評定通知実施要領に基づき通知した評定点等について、請負者が説明を求めた場合の回答
- (2) 工事成績評定の通知に係る事項
- (3) その他工事成績評定の運用に係る事項

(委員会の委員及び組織)

第3 委員会は、次の者で構成する。

- (1) 土木部技術次長
  - (2) 監理課長
  - (3) 技術管理室長
  - (4) 当該工事主務課長
  - (5) 当該工事担当事務所長（必要に応じて。）
  - (6) 当該工事検査員
  - (7) その他委員長の指名する職員
- 2 委員長は、土木部技術次長とする。
- 3 委員長に事故あるときは、土木部技術管理室長がその職務を代理する。

(委員会の召集)

第4 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が召集する。

(委員会の庶務)

第5 委員会の庶務は、技術管理室が行う。

附則

この規則は、平成15年4月1日以降に完成する工事について適用する。

附則

この規則は、平成23年1月1日以降に完成する工事について適用する。

## 別紙 2

### 事務所工事成績評定評価委員会規則

(趣 旨)

第1 本規則は、事務所に設置する工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第2 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 事務所長が工事成績評定通知実施要領に基づき通知した評定点等について、請負者が説明を求めた場合の回答
- (2) 工事成績評定の通知に係る事項

(委員会の委員及び組織)

第3 委員会は、次の者で構成する。

- (1) 技術次長（置かれていない事務所にあつては、所長）
  - (2) 工事管理担当次長（置かれていない事務所にあつては、省略）
  - (3) 庶務課長
  - (4) 当該工事担当課長
  - (5) 当該工事担当係長等（必要に応じて）
  - (6) 当該工事検査員
  - (7) その他委員長の指名する職員
- 2 委員長は、技術次長とする。
- 3 委員長に事故あるときは、所長又は所長が指名する職員がその職務を代理する。

(委員会の召集)

第4 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が召集する。

(委員会の庶務)

第5 委員会の庶務は、庶務課が行う。

附則

この規則は、平成15年4月1日以降に完成する工事について適用する。